

## 相続権 H05-13-3 <#309>

【問】 正誤をつけよ。

Aが、5,000万円相当の土地と5,500万円の負債を残して死亡した。Aには、弟B、母C、配偶者D及びDとの間の子E・F・G並びにEの子Hがいる。E・F及びGが相続放棄をしたときは、B及びCが、Dとともに相続人となる。

### 《ポイント1》 子、直系尊属、兄弟姉妹の相続権

第1順位 子

第2順位 直系尊属

第3順位 兄弟姉妹（民法887条、889条参考）

### 《ポイント2》 配偶者の相続権

被相続人の配偶者は、常に相続人となる。この場合において、上記の規定により相続人となるべき者があるときは、その者と同順位とする。（民法890条参考）

【答え】 誤り